

1. 件名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（泊3号炉）
（491）

2. 日時：令和5年4月12日 13時30分～14時25分

3. 場所：原子力規制庁 8階A会議室（一部TV会議システムを利用）

4. 出席者：（※ TV会議システムによる出席）

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

片桐主任安全審査官、秋本安全審査官、上田審査チーム員

北海道電力株式会社：

原子力事業統括部 原子力運営グループリーダー、他8名

原子力事業統括部 原子力リスク管理グループ（担当課長）※、他1名※

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

なお、本面談については、事業者から対面での面談開催の希望があったため、「緊急事態宣言解除を踏まえた原子力規制委員会の対応について」（令和4年3月9日 第70回原子力規制委員会配付資料）に基づき、一部対面で実施した。

6. その他

提出資料：

- （1）泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 2.1 可搬型設備等による対応（SAT201 r. 5. 0）
- （2）泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 2.1 可搬型設備等による対応（SAT201-9 r. 5. 0）
- （3）泊発電所3号炉 今回提出の審査資料に対する記載適正化予定リスト 技術的能力 2.1 可搬型設備等による対応

以上

時間	自動文字起こし結果
0:00:02	規制庁アキモトでそれでは本日のヒアリングを開始します。泊発電所3号炉の2ポツ1貫型設備等による大量対応ということで大規模損壊関係の
0:00:15	ヒアリングを開始しますそれでは事業者から説明をお願いします。
0:00:20	北海道電力の藤田です。
0:00:22	それでは、技術的能力の2.1について1回のヒアリングということでご説明させていただきます。
0:00:30	取りまとめた資料この後ご説明しますけども、基本は、
0:00:36	大飯女川に合わせて増田の方に沿いに炉型の総意によるよらないところも多々ありますんで、そういうところは女川に合わせて女川さんに合わせて、
0:00:46	どうしても合わせづらいところ、OP特有のものが多いに合わせてます。どちらにも合わせられないものは、伊方等を流用引用して伊方と比較するという形で、
0:00:59	基本的に泊伊井、こういうものというのは特なものというのではないというふうに考えてます。一部大規模損壊に特化した手順とかですね、そういうものはサイトサイトバイサイトで、
0:01:11	異なりますんでそこは異なりますけどもそれ以外の考え方等につきましては基本的には先行と同じというふうに考えてます。
0:01:18	説明は藤清の方からさせていただきます。
0:01:26	北海道電力の布施でございます。それでは技術的能力2.1、大規模の自然災害または故意による大型航空機の衝突、その他のテロリズム対応として可搬型設備等による対応についてご説明いたします。
0:01:39	先立ちまして今回の資料につきまして誤記がありまして、規制、記載の適正化予定リストというものを資料2-3として配付させていただいております。
0:01:50	こちらの中身ですけども、本体と比較表等で共通する事項として、本文の該当する箇所です1ヶ所の脱字、添付資料の中では6ヶ所ほど誤記がございました。
0:02:01	また、比較表のみの事項として色の識別の誤りですとか、層位流欄にて動きがございました。次回提出時には適正化いたします。大変申し訳ございませんでした。
0:02:14	それでは初回のヒアリングということで、資料2-2、比較表を用いまして主に先行他社との相違箇所についてご説明いたします。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:22	まず比較表の作成方針作成状況についてですけども、5ページほどめくっていただいて6ページ番号2.1-1ページをお願いいたします。
0:02:35	記載方針につきましては先ほど藤田が申し上げた通りでございます。
0:02:40	また、
0:02:42	添付資料についてですけども、このページと次のページにわたりますて、並べておりますけども、こちらに示した通り
0:02:50	センコーの大井さん、女川3店舗に対して、泊として添付資料の作成要否を交えてそういう稟安として規制をしております。
0:02:58	また添付資料につきましても、比較表を作成しておりますて、本日のご説明資料として提出しておりますことから、他条文とかで提出しております作成状況整理表については添付資料ございません。ございません。
0:03:11	比較表の作成方針作成状況としては以上でございます。
0:03:15	それは前の方に戻っていただきまして比較結果を取りまとめた資料、こちらをご覧ください。
0:03:21	1ページ目をお願いいたします。
0:03:24	1ポツとしましては、
0:03:27	2017年3月以降に変更した事項について記載してございます。
0:03:32	1-1におきましては、設計方針、運用体制等の変更。
0:03:38	について記載してございますが、bポツとして女川2号炉と比較した結果として、1件記載してございます。
0:03:46	こちらはケーススタディで扱う自然現象の選定の考え方。
0:03:50	についてですが、これは女川2号炉さんの考え方を取り込んでございます。
0:03:55	またこのため結果として、大飯34号と相違となつてございますので、次のページにてもう少し詳細に記載してございます。
0:04:04	先に、Dぽつに引き継いでいきますけども、
0:04:08	当社が自主的に変更したものとして4件、記載してございます。
0:04:12	一つ目のポツですけども、大規模損壊発生時の体制につきましては、重大事故等時の体制を基本としてございますので、技術的能力1.0でご説明している体制の変更内容と、他条文での変更内容というものを反映してございます。
0:04:28	また以降三つのポツに関しましては、これまで他のた技術的能力のヒアリングでご説明している事項でございますので、説明に関しては割愛させていただきます。
0:04:39	次のページにつきまして、取りまとめた資料2ページをお願いいたします。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:04:45	こちらからは、大井さんと翁長さんとの比較結果の概要をお示ししております。
0:04:51	先ほど藤田が申し上げましたが、2.12-1 から 2-7 までで主要赤字の赤字に相当する、主要な相違箇所を示しておりますけども、
0:05:02	ともに交流のところとしては大規模損壊特化手順にて一部、泊公園の部分はございますけども、基本的には先行プラントで実績があるもの。
0:05:11	ともに取り込んでいるということで認識しております。
0:05:15	それでは個別に説明していきます。まず 2-1 でございますが、こちらは大規模損壊を発生させる可能性のある自然災害に関わる検討プロセスの相違についてでございます。
0:05:26	こちらは大井さんとの相違という形になりますけども、
0:05:30	大井さんの方では、網羅的に収集した事象につきまして、国外の基準等の評価手法を参考にして、スクリーニング基準を定めております。
0:05:39	このスクリーニングスクリーニング基準に基づいてあらかじめスクリーニングを行って 11 事象値選定していると。
0:05:45	そこから設計基準等を超える規模を想定して、プラントへの影響を個別に整理し、大規模損壊である可能性のある自然災害を検討しています。
0:05:55	これに関し、対しまして泊では、翁長さんの審査実績を踏まえまして評価プロセスを見直しております。
0:06:01	網羅的に収集するという点で同じなんですけども、類似性随伴性の観点で、32 条に整理しております。
0:06:08	この 32 条について、
0:06:10	それぞれ設計基準を超えるような過酷な状況を想定した上で、プラントの安全性に影響を与える可能性があるものとして 10 事象を選定しています。で、
0:06:20	さらに選定した事象から大規模損壊に至る事象とし、至る恐れのある事象として 5 事象を抽出した上で、シナリオの代表性を考慮して大規模損壊のケース再現対象とする事象として、
0:06:32	地震津波、地震と津波の重畳三つを選定してご説明しております。
0:06:38	次に 2-2 をお願いします。
0:06:42	こちらは大規模損壊発生時の対応手順書の構成の相違でございます。
0:06:47	こちら女川さんとの相違になりますけども、女川では、
0:06:52	大規模損壊が発生、大規模損壊発生時においてもですね、重大事故等対策で用いる運転操作手順書及び発電所対策本部の手順書に基づいて、
0:07:02	対応操作することを基本としています。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:07:05	これに対して友利の方では、大井さんと同様に、大規模損壊の発生を判断すれば、大規模損壊発生時の対応手順書、
0:07:13	こちらに移行して対応を行っていきます。
0:07:16	このため、対応手順書を適用するための基準を明確にして整備してございます。
0:07:22	なおこの判断基準には事故対応において、運転手順書による対応が困難になった場合についても含めております。
0:07:32	次、新野さん、お願いします。
0:07:35	こちらは大規模損壊発生時の判断者の相違についてです。こちら大井さんとの相違になります。
0:07:43	大井さんの方では大規模損壊発生時の判断を、当直課長、または原子力防災管理者が行うこととしております。
0:07:51	これに対して泊では、大規模損壊発生時の判断者に発電課長加古当直を含めておりません。
0:07:58	把握したプラント状況や、発電課長当直からの報告を踏まえまして原子力防災管理者が行うこととしております。
0:08:07	当直の課長を判断者に含めていないというのは、女川さんと同様ということになってございます。
0:08:13	次2-4に行きます。
0:08:16	2-4は初動対応フローの構成の相違についてです。こちら女川さんとの層位となりますので、
0:08:23	女川さんでは獲られたプラントの情報をもとに当面達成すべき目標というものを設定して、
0:08:31	その目標に従って優先すべき戦略を決定するフローの構成としています。
0:08:37	これに対して泊では大井さん含むエース他のPWRプラントと同様にですね、プラントの状況に応じて、
0:08:46	実施する戦略を選定するための判断フローというものを持っておりまして、獲られたプラント情報をもとに、判断フローに従って実施する戦略を選定する運用としてございます。
0:08:57	これは大規模損壊のような、何が起きているかよくわからないような状況においてもですね、指揮者が極力、判断に迷うことのない手順となるように、判断フローとして充実させる方針としているというものでございます。
0:09:11	では、取りまとめた資料3ページをお願いします。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:09:20	2-5 ですけども、こちらは大規模損壊発生時における初動対応の相違ということで、初動対応のうち可搬型設備の先行準備に関する運用の相違です。
0:09:30	先に大井さんの考え方なんですけども中段の方に書いてありますが、大井さんの方では、大規模損壊の発生を判断すれば、放射性物質の放出制限、
0:09:41	こちらを最優先に考えるということで大容量ポンプ放水砲の準備を開始します。
0:09:47	これに対して友利の方では、必要となる可能性が高く、また戦略への応用範囲の広い可搬型大型送水ポンプ車、
0:09:56	こちらの準備を優先して行うこととしております。
0:10:00	ただし、
0:10:03	原子炉格納容器の外観に明らかな損傷が確認された場合には、大井さんと同様に、放水設備である可搬型大容量海水送水ポンプ車の準備を優先して、
0:10:14	行うということをしております。この考え方というのは、伊方3号炉さんと同じ考え方となっております。
0:10:21	なお、女川さんの方ではですね可搬型設備の潜航準備に関わる運用はないというふうに認識してございます。
0:10:29	次に2-6に参ります。2-6は、大規模損壊発生時における対応手段、運用ということで大規模損壊に特化した手順の相違ということで掲げております。
0:10:40	こちらは同じPWRプラントである大井さんとの比較結果を示しても、示したものとなっております。
0:10:46	で、大きく四角三つで記載してございますけども、化学消防自動車を用いた対応手段、
0:10:53	使用済み燃料ピットへの注水手段の相違、
0:10:56	あとは水素爆発による原子炉格納容器の破損防止に用いる設備への給電手段ということで三つ挙げております。
0:11:04	このうち、先行PWRプラント全般と見比べてもですね、泊だけが整備してる手順としては、二つ目の使用済み燃料ピットの中種注水手段ということで、いうものがございまして、
0:11:16	基本的に重大事故等対策としては、使用済み燃料ピットまで放送敷設して注水するという手段を整備してございますけども、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:11:25	万が一そのピット近傍へのアクセスできないような状況も想定しまして、使用済み燃料ピット水の浄化冷却を行う、系統がございますがそちらに、
0:11:36	こちらの使用済み燃料ピット脱塩塔ですね、こちらの方にホースを接続して、その浄化冷却系を買いの配管を介して注水を行う手段というものを整備してございます。
0:11:50	次、2-7でございますが、これは屋外の可搬型重大事故等対処設備の保管に関わる方針の相違ということです。
0:11:59	泊では、地震や航空機衝突の影響を考慮しても、必要セット数の可搬型、重大事故と設備を確保できるように、保管できるように方針、保管する方針としています。
0:12:11	これは技術的能力 1.02 の考え方でもありまして、伊方 3 号炉さんが同様の整理をされているというふうに認識しております。
0:12:20	次のページ、取りまとめた資料 4 ページをお願いします。
0:12:25	2-8 につきましては、記載表現、名称と相違ということで記載してございますが、ここで整理したものに関しては以降の比較表において、そういう理由の記載を省略してございます。
0:12:36	なおですね、技術的能力 2.1 では、重大事故等対策で整備する手順書や体制、設備を用いることを基本としておりまして、
0:12:45	こちらの資料の中では、結構重大事故等側の対策側からの引用してる記載が多々ございますので、S A 側の資料の見直しに合わせてこちらの資料にも適宜反映していくということでしております。
0:13:00	概略ですけどもこちらからの説明は以上となります。
0:13:14	規制庁アキモトですそれでは、確認に入りたいと思います。
0:13:19	まずは、先ほど説明いただいた取りまとめ資料の 2 ページ、
0:13:27	自然災害に関わる検討プロセスの相違なんですけど 2-1 で、
0:13:34	これワー
0:13:36	あれ、55 で 32 で中で、
0:13:42	大岩 11 で、まずはあれですか。大井。最終的に 10 と 11 で、
0:13:49	何が差があるんでしょうけ。
0:14:06	北海道電力の布施でございます。比較表の 2.1-51 ページ、お願いいたします。
0:14:21	こちらにですね、大飯女川泊で、原子炉減圧への原子炉施設の安全性に影響を与える可能性のある自然現象ということで、大井さんの方では 11 事象、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:14:32	泊の方では10事象ということで記載してございます。このうち大井さんは暴風雨(タ)if生物学的事象、これを選定しているということで相違が出ています。
0:14:44	一方トモニにおいてはその認証はないんですけども、地震と津波の重畳というものを考慮するということで10事象ということですよ。
0:14:52	大井さんの防腐括弧台風につきましては、竜巻の影響に包絡されるというふうにご考慮しております、この考え方は女川さんと同じ考え方でございます。
0:15:03	また生物学的事象につきましても、除じん設備等の対応ということで、影響緩和できるということから、影響を与える時、自然災害としては抽出しておりませんということで、
0:15:14	大井坪井さんとは、層位を充ててると。
0:15:18	ということです。これに関しては、関しましては添付資料2.1.1、
0:15:23	においても説明をしております。
0:15:26	以上です。
0:15:40	規制庁秋本です。わかりました。だから、じゃあ、あれですね抽出に関してはだから女川と、
0:15:49	ほい一緒に、同じって考えちゃっていいですか。
0:15:54	北海道力の布施です。
0:15:56	検討プロセスとしては、同じような考え方で整理をしております、プロセスに沿って抽出、整理をしてみた結果、結果として女川さんと同じような形になったということでございます。
0:16:30	規制庁秋本です千波2なんですけど取りまとめた資料の3ページの2-5の、初動対応の相違なんですけど、
0:16:41	ちょっとわかればいいんですけど女川にゴールでは可搬型設備潜航準備に関わる運用はないということで、
0:16:49	何かあれですか、BWRはあんまり、
0:16:52	そういう先行、準備みたいなことは、
0:16:57	常設が多いからとかそんな感じですか。
0:17:03	北海道電力の布施でございます。明示的にこういった形で選考準備しますという記載は先行品、BWRさんにおいてははないかなと思っておりますが、
0:17:13	10日は島根2号炉さんの方では、
0:17:18	他に、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:17:19	場所の状況確認行った際にのちのち出動する可能性のある可搬型設備の状況確認をやるみたいな記載はございます。
0:17:28	以上でございます。
0:17:32	規制庁脇本ですわかりました。
0:17:35	あれですね、今お話あったんで大丈夫かなと思ったんですけど島でも見られて、一応抜け湾抜けとかはないっていう理解でいいですかね。
0:17:48	北海道電力の布施でございます。島根さんの方の資料も確認をさせていただいております。以上です。
0:18:17	規制庁秋元です。では比較表の中身で、2-1の8ページで、
0:18:27	と、
0:18:28	水素、真ん中ぐらいの矢印で、
0:18:33	書いていただいているところなんですけど、
0:18:36	これは、
0:18:38	分類すると、ということなんですけど、
0:18:43	こういうの何か理由って何かあるんですか
0:18:47	放射性物質の放出低減じゃなくて格納容器破損の緩和。
0:18:54	に、
0:18:55	したい理由はあるんですか。
0:18:59	北海道電力の布施でございます。水素爆発等による原子炉建屋等の損傷の防止ということでSとなるのは技術的能力1. 10、
0:19:08	の対応に関わる部分かなと。そもそもこちらというのが格納容器破損を防止するための対策として、重大事故等対策に設置として整備するもので、
0:19:19	それにのっかってPW先行PWR全般なんですけども、
0:19:24	原子炉建屋等の水素爆発防止というのは、原子炉容器破損の緩和に
0:19:30	分離してると。
0:19:31	あとですね、BWRさんの方は原子炉建屋の損傷防止する際に、ブローアウトパネル開放して、灰直接排出するような状況ですので、そういった意味でいうと、放射性物質を直接、
0:19:44	屋外に出してしまうということからで言うと、BWRさんの整理している放射性物質を低減するための対策。
0:19:52	に位置付けて、ちょっと違うかもしれない。
0:19:58	ちょっとやり方としては地方厚生2月すいませんBWRさんの方の説明についてはちょっと誤りがあるかもしれませんので取り下げさせていた

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	だきます。PWRの対策としてはそういう整理をしているということで分類が違うという状況でございます。
0:20:35	すみませんBWRさんの方の話ですけど北電普通でございます。原子炉建屋が損傷してしまうと、直接
0:20:58	北海道電力の布施でございます。BWRさんの方の原子炉建屋が損傷すると、もう二次遮へい設備がなくなってしまうというところで放射性物質の放出。
0:21:11	に至ってしまうということから、デポ、古川のその放射性物の補正元に分類してるのかなというふうに考えます。
0:21:33	規制庁アキモトです何となくわかる。
0:21:36	見ましたんで、あれですかこの泊の整理は先行PWRと一緒にいうか、
0:21:45	北海道電力の布施でございます。その通りでございますして、ちょっとページ探しますんでお待ちください。
0:22:07	北海道電力の布施でございます。比較表 2.1-23 ページをお願いします。
0:22:19	今、秋本さんおっしゃられた通り、泊のように原子炉建屋等の水素爆発による損傷防止は格納容器破損の緩和の方に含めているという分類は、先行PWR同様でして、
0:22:30	この 2.1-23 ページの最後のポツにも原子炉容器、格納容器の破損緩和のための対策として、アニュラスに漏えいした水素爆発水素による爆発を防止するというので、
0:22:44	こちらに対策に含めていると、こういった整理からも見えるかなと思います。以上です。
0:23:09	規制庁脇本ですわかりました。じゃあ、2.1-15 ページで、
0:23:16	女川は獲られたプラント情報をもとに当面達成すべき目標を設定し優先すべき戦略を決定。
0:23:27	定数ルールなんですけど、
0:23:29	BWRわあ損女川と同じような感じでこれもあれですかね、PとBの差みたいな
0:23:41	北海道電力の淵清でございます。A PWRは全般的にその判断フローを充実させる方針でやってきたと。柏崎サーンの審査に移った際に当面達成すべき目標というのを設定してやっていきますよっていうものを打ち出されて、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:23:56	それを踏襲してみんなBWRとしてはやっている、というような状況かなというふうに認識してございます。
0:24:11	規制庁アキモトでそれは
0:24:15	B2、
0:24:17	を踏襲するしつつ、最新の審査実績を踏襲する必要はないっていうのが、何か理由はありますか。
0:24:26	北海道電力の布施でございます。
0:24:28	とですね2.1-15 ページのそういう欄の方でも記載させていただきますし、取りまとめた資料でもご説明したんですけども、やはり
0:24:37	プラントに何が起こってるかわかんないというような、大規模損壊を想定した場合には、判断を迷わないようにするには、やはりフローを充実化させて、プラント状況に応じて、この場合にはこういうふうにセックス、このような対応をとるっていうのを明確にしておいた方が、
0:24:52	迷うことなく対応できるかなということで、泊としては、判断フローを充実させる方針ということで、先行PWRのやり方と同じような形で整理しているという状況でございます。
0:25:18	規制庁秋本ですわかりました。2.1-34 ページです。
0:25:25	この最後のところで、
0:25:29	さら2のところで発電所災害対策要員のところは、
0:25:35	多様化を図る要員の総意で、
0:25:40	入れてないのは何かある。
0:25:42	でしょう。
0:25:46	北海道電力の布施でございます。遅ラックというところで泊としては運転員というのを明確に記載してございませんですけども女川さんの方の運転員には、1号と3号炉の運転員さんも含めて整理されているのかなと思います。
0:26:00	で、そういったところで層位運用できる意味号炉対応にできるようにというような形なのかなというふうに考えておりますが、泊としても3号炉の運転員、
0:26:11	こちらの喪失も想定しなければ、大規模損壊特有の事項として想定しております、そういった場合にも
0:26:18	災害対策要員であるとか災害対策要員支援による対応を行うということで、12号炉にいる運転員も支援として持ち、活動しますので、
0:26:29	運転員というの明示的には記載していないというところでございます。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:26:45	麻生。
0:29:34	規制庁アキモトですまずはそのさらにの運転員の差分が、
0:29:41	説明、
0:29:42	できるように、
0:29:44	知っておいていただければと思います。
0:29:48	北海道電力の布施でございます。承知いたしました。運転員及びの部分に対する層位としてAA層への充実化を図りたいと思います。以上です。
0:30:04	規制庁の木元です。2.1-41 ページで、
0:30:10	ポツのところで事故対応のために定期着用する全面マスクっていうのが、
0:30:17	法事になっている形。
0:30:20	ごめんなさい、緑字。
0:30:22	けど、
0:30:23	女川なんですけどね、これは泊は、前面以外もあるからみたいな感じですか。
0:30:30	北海道電力の布施でございます。おっしゃる通りでございます、泊としては、マスクとして全面マスクと、全土ファン付きのマスク、
0:30:40	こちらを配備してございますので、それを総称するということで、マスク、
0:30:45	という形で記載してございます。
0:31:14	すいません北海道電力の藤ですけども、補足になりますけども、添付資料2.1-14、お願いします。
0:31:31	2.1. 14-1 ページに、第1表として、プラント対応純層備品という欄がございます。
0:31:39	女川さんの方の下から二つ目の段で全面マスクということで、括弧電動ファン付き全面マスクを含むという形ですので、総称する形で全面マスクと記載されてるのかなと。
0:31:50	泊は全面マスクと電動ファン付きマスクを、個別に独立させておいて、マスクと表現してるというような状況でございます。
0:32:02	それで表現の相違ということで実質的な相違はないという形になります。以上です。
0:32:52	規制庁秋本です。2.1-70 ページで、
0:32:57	先ほども何かご説明いただいて、
0:33:02	ちょっと理解できてないだけなんですけど、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:33:05	カーターのところで大型ポンプ車を優先して準備するっていうのが、
0:33:14	等、
0:33:15	泊で言うと、
0:33:19	そういう、
0:33:21	ここなんです。
0:33:22	優先するっていうのはない。
0:33:26	ということですかね可搬
0:33:29	型大容量
0:33:31	排水ポンプ所、すいません負い方、
0:33:35	2の大型ポンプ車に対応するのって泊って何でしたっけ。
0:33:40	北海道電力の布施でございます。2.1-70ページの泊欄の赤枠で記載してありますが、とか、伊方さんの大型ポンプ車に相当する設備として、可搬型大容量海水送水ポンプ車、こちらを準備すると。
0:33:55	いう形で記載してございます。以上です。
0:34:56	規制庁アキモトでそしたらじゃからあれですね。ただし、
0:35:02	運搬ある大容量海水ポンプ車の準備を開始するっていうのは、
0:35:08	準備を開始するこれはあれか、あれですか並行してやりますよっていう意図ですかね。
0:35:19	北海道電力の布施でございます。並行してということではございませんで確認できれば、
0:35:27	仮改正送水ポンプ車の方から準備するということでございます。
0:35:34	規制庁秋本ですわかりました。そしたらこれを、は
0:35:39	表現としては、大井の
0:35:42	優先して準備するっていうことなのかなというふうに理解したんですけどそれで合ってます。
0:35:50	該当電力の布施でございます。伊方と同様に優先して準備するということと考えてございます。
0:35:58	ということですので伊方さんの記載表現に合わせて見直したいと思えます。
0:36:09	規制庁秋本です今のやつの要因っていうのは同じ人なんでしたっけ。
0:36:17	北海道電力の布施でございます。基本的に可搬型大型送水ポンプ車も、可搬型大容量海水送水ポンプ車の方も、災害対策要員が準備しますので、
0:36:28	その割り振り員の形でどっちを優先するかという考え方ということでございます。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:37:16	規制庁アキモトです。2.1-116 ページです。
0:37:23	大井のところを見てたんですけど、なお緊急時対策所以外の代替可能なスペースの状況に応じて活用するルールなんですけど、
0:37:34	これは、
0:37:35	特段、
0:37:39	そっか、上に書いてあるってことですか。
0:37:42	2パラですね。
0:37:55	北海道電力の布施でございます。
0:37:57	大井さんの最終パラグラフの記載の代替可能スペースにつきましては、泊は第2パラグラフのほうで記載してございます。以上でございます。
0:38:19	規制庁秋本です。2.1-119 ページですね。
0:38:24	これは、
0:38:29	最初基準津波を超えるループで、
0:38:35	引っかかってたんですけど、あれですか大岩一定程度超えるにしているんですけど、
0:38:42	そういう表現は使わないことに、
0:38:46	BWRは知っているっていう感じなんですか。
0:38:50	北海道電力の布施でございます。おっしゃる通り、BWR3 柏崎 6753 と、島根 2 号炉 3 は、同じ基準津波を超える津波という表現としてございます。
0:39:02	で、一定程度超える津波に関してなんですけど、これ特重側の方の条文のほうの記載表現だったかなと認識しておりまして、ただ改正かかって、一定程度超える津波ってのは希望想定するんじゃない。
0:39:15	という形で何か見直しをされてるように認識してございますので、使わない形にした、してA BWRさんに合わせて基準津波を超える津波という形で表現させていただいております。以上です。
0:40:24	規制庁の片桐です。2.111 ページをお願いします。
0:40:39	下のところで上昇を行った場合、要員、わあ、
0:40:45	勤怠、
0:40:46	中央制御室または現場っていう記載でこれって何か先行例があったんでしょうか。
0:40:55	北海道電力の布施でございます。こちらのパラグラフはA BWRサーンから、記載されてきているパラグラフということで大井さんには同様の記載がございませんでした。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:41:06	まよりの運用を考えた際にこういう記載にさせていただいたんですけども、技術的能力 1.0 の中では、伊方 3 号さんや、玄海 34 号さんで、直接現場に向かうような記載がございまして、
0:41:22	それを踏まえてこちらに取り込んで、記載してございますということでございます。
0:41:27	規制庁加賀ですちょっと気になったのは、うん。勤怠と中操と現場ん何か、またはでつないでやると。
0:41:36	何か、
0:41:38	どこでもいいのかなって、どっか 1ヶ所行けばいいのかなっていうような、
0:41:43	ふうにとれて、
0:41:44	ちょっと右のそういう理由で見ると役割に応じてっていう記載があるので、
0:41:52	そういう記載を補ってもいいのかなとちょっと思ったんですけど
0:41:59	整理されてますでしょ。
0:42:02	北海道電力の布施でございます。今、片桐さんおっしゃった通り要員の役割に応じて移動先が異なりますので、ちょっと記載内容に関しては、記載表現としましてはちょっと見直しをしたいと思います。
0:42:15	以上です。金城片桐です。了解しました。で、次の 12 ページをお願いします。
0:42:22	下から 2 パラ目なんですけど、
0:42:26	ちょっとなんか読んでて手話ダンス緩和操作を選択するための判断フローは始まってんですけど、
0:42:35	これなんか、
0:42:37	どこにかかっているのかなっていうのがちょっとわからなくて、
0:42:47	と北海道電力の布施でございます。この緩和操作を選択するための判断フローというのは初動対応フローを指してるんですけども、考え方として、
0:42:59	監視機能を喪失して状況把握ができない場合と、一部健全で速やかに確認ができる状態ということで、分けて対応を考えているということで、
0:43:11	このパラグラフ全体にかかっているような
0:43:14	イメージになるのかなと、まとも含めてですね、他の方も含めて、
0:43:20	かかっているようなイメージとなります。
0:43:24	なんかフロアで順次行いで何々を行うって、何か風呂が起こっているような日本語に見えてと。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:43:35	たんですけど、
0:43:36	北海道電力の藤田です。確かにこれおっしゃる通りで、フローを行うっという文章おかしいかなと思いつつも、大井大井さんと、
0:43:50	センコー大井さんに合わせて記載したものです。
0:43:56	基調状況については了解しました。
0:44:00	では次へと 2.1-19 ページをお願いします。
0:44:07	下から 3 段落目の
0:44:10	航空機の衝突によるってとこ
0:44:13	3 行目から早期に準備が可能な、
0:44:18	であってそこから、女川 1 個だけで等で I I 束ねてんですけど、
0:44:25	これは後ろの方まで全部かかっているっていう、
0:44:30	準備可能な
0:44:33	はどこにどこまでか、消防ポンプ自動車で切れるのかな。
0:44:39	どこまで。
0:44:41	わかりにくいなと思ったんですけど。
0:44:45	北海道電力の布施でございます。確かにどこまでかかるのかということなんですけども、やはり一番、準備時間が短く早期に準備ができるっていうのは各消防自動車及び水槽付消防ポンプ自動車までなのかなと、あとは水源によって
0:45:01	準備時間、
0:45:02	要するものが変わってきますが、最短という意味では化学消防自動車になるのかなというところでございます。
0:45:25	北海道電力の布施でございます。こちら辺の考え方、ちょっと大井さん等の記載も含めまして見直しをかけたと思います。以上です。規制庁で一応了解しました。次 2.1-25 ページをお願いします。
0:45:42	一番最後のところの、今日、
0:45:46	なんですけど、燃料体、
0:45:49	泊だけ等が入ってて、これって何か、
0:45:54	違いがあるんでしょうか。
0:46:01	北海道電力の布施でございます。確かに藤は泊だけ入っているということなんですけども、
0:46:07	小高はおそらく技能に 1 件 11 位側から引っ張ってきてるかなと思ってまして、2.1 の要求としては、燃料体、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:46:20	で止まっているものなんですけど、1. 11 画を見ると燃料体等ということで、実際にスプレーしてSFPの燃料を守るという観点でいうと、ラックやその他の炉内の構成物等含めて、
0:46:33	損傷緩和するということところで、ちょっとなかなか整理が難しいかなというところではありますが、ともに記載しているという状況ですね。
0:46:43	基準として了解しました。あと、次が、2.1-121 ページお願いします。
0:46:54	一番上ところで原子炉建屋及び原子炉補助建屋から 100 メーター以上という記載なんですけど、
0:47:04	次のページのまとめのところはディーゼル発電機建屋、その下の方の黄色いところなんですけど、それは記載してあって、
0:47:14	ここは何か差があるんですか。
0:47:19	北海道電力の布施でございます。まず、後のまとめの方は可搬型重大事故等対処設備の方の話も含めておって、
0:47:29	それについては、
0:47:32	戻っていただければ、
0:47:34	本当。
0:47:39	2.1-120 ページでございますが、こちらでは原子炉建屋と補助建屋とディーゼル発電機建屋から離隔をとるという形で記載しております。過去 121 ページの方は資機材なんですけども、
0:47:51	こちらディーゼル発電機建屋も含めて記載しても影響はないかなというふうに考えますので、ちょっと状況を確認した上で適切に反映したいと思います。
0:48:01	キザギザ了解しました。
0:48:15	基準ができていますと、添付の方なんですけど、
0:48:18	2.1. 8-15 ページをお願いします。
0:48:35	ディーゼルの貯油槽のベント管の話で、
0:48:40	上のパラの下から 2 行目で、デブリガードを設置していることから、って書いてあって、
0:48:48	17 ページの方の、ちょっとマスキングなんですけど、
0:48:54	図中にそれも何か示していただけないかなとちょっと思ったんですけどそれは可能でしょうか。
0:49:02	北海道電力の布施でございます。承知いたしました。デブリガードについて明確になるように反映したいと思います。規制庁ぜひよろしく申し上げます私からは以上です。
0:51:51	規制庁秋本ですそれではこちらからの確認は以上なんですけど、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:51:58	上戸泊からは何かありますでしょうか。石塚北海道電力から何かありますでしょうか。
0:52:05	北海道電力の布施でございます。こちらからも特にございません。
0:52:09	以上です。
0:52:12	規制庁秋元です。では本日ヒアリングを終了いたします。お疲れ様でした。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。